

中労委、昭 48 不再 1、昭 48. 5. 16

命 令 書

再 審 査 申 立 人 株式会社 興人

再審査被申立人 全国紙パルプ産業労働組合連合会興国人絹パルプ労働組合八代支部

主 文

本件初審命令主文を取消し、再審査被申立人の救済申立てを棄却する。

理 由

当委員会は、本件につき、さきに昭和 38 年（不再）第 18 号事件として昭和 41 年 3 月 16 日付で初審熊本地労委昭和 37 年（不）第 7 号事件救済命令を認容し、再審査申立てを棄却したところ、再審査申立人は救済命令取消訴訟を提起した。東京地方裁判所は、昭和 41 年（行ウ）第 43 号事件として昭和 43 年 7 月 31 日、上記救済命令を取消す旨判決し、その控訴審で、東京高等裁判所は昭和 43 年（行コ）第 46 号事件として昭和 45 年 9 月 17 日控訴棄却の判決を言い渡し、その上告審で最高裁判所は昭和 45 年（行ツ）第 116 号事件として昭和 48 年 2 月 8 日上告棄却の判決を言い渡し、上記救済命令の取消判決が確定した。

よって、当委員会は労働委員会規則第 48 条により審査を再開し、上記確定判決の趣旨にしたがい労働組合法第 25 条、同第 27 条および労働委員会規則第 55 条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 48 年 5 月 16 日

中央労働委員会

会長 石 井 照 久